

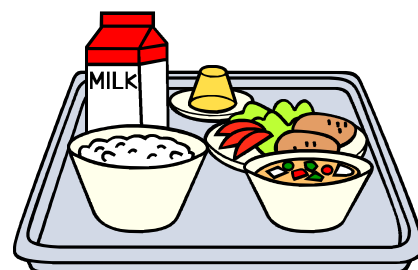
2 . 給食に関する食物アレルギーの取扱いについて

子どもたちが毎日食する給食ですが、長浜市では、学校給食センターより配食されます。長浜学校給食センターでは、食物アレルギーをお持ちのお子さんに対し次の対応を行っています。

- (1) 予定材料表の配布・確認
- (2) 除去食の提供
- (3) 一部代替食の提供

除去食・代替食のできない場合は、お家より代替食のご持参をお願いします。

上記(1)(2)(3)のとおり、給食でのアレルギー対応を希望されます場合には、書類の提出が必要となりますので、次ページからの内容をお読み頂いて、学校まで問い合わせください。



給食における食物アレルギーをもつお子さんへの配慮について

長浜学校給食センター

1. 給食での対応について

- ・園・学校で提供する給食は、学校給食センターで調理・配缶し、各園・学校に配送します。
アレルギー対応食に関しても同様です。
- ・希望される方へは、給食に使用する加工食品等について、成分表を公開します。
- ・特定の食品に対してアレルギー症状を有する園児・児童生徒に関しては、保護者からの申請がある場合に限り、対応を検討します。
- ・アレルギー対応食は、通常の給食献立を基本としています。

A：除去食の提供

アレルギーの原因となる食品を当日の献立の料理の材料から取り除き、個別に調理します。

B：代替食の提供

アレルギーの原因となる食品を除去した場合、料理として成立しないものや、栄養価が大きく不足するものは、通常の献立とは別の内容に変更します。

C：家庭からの持参

できる限りご希望にそって対応したいと考えておりますが、A・Bどちらの対応も不可能な場合、もしくは除去食・代替食の内容に同意していただけない等の場合は、家庭からのご持参をお願いします。

2. 申請方法

食物アレルギー疾患があり、給食時に配慮を希望する方は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」アナフィラキシー・食物アレルギー用 および「食物アレルギー対応 申請書」を園・学校に提出してください。

学校生活管理指導表にかかる費用（文書料等）は自己負担となります。

給食の開始までに個別の面談を関係職員とさせていただきます。

園・学校から「食物アレルギー対応の決定通知」を送付しますので、その内容を確認のうえ、「食物アレルギー対応同意書」に署名・捺印のうえ速やかに提出をお願いします。

「食物アレルギー対応同意書」の提出後、給食での個別対応が開始となります。

3. 毎月の給食献立について

- ・食物アレルギー対応の申請があった方には、毎月「予定材料表」を園・学校を通じてお渡しします。各献立について使用材料名を記載していますので、確認をお願いします。
- ・食物アレルギー対応の申請があった方には、毎月「除去食・代替食表」を園・学校を通じてお渡しします。必要事項を記入のうえ、学校に提出をお願いします。給食センターでは提供内容に同意された方に、食物アレルギー対応食を提供します。

アレルギー対応食の提供までの流れについて

アレルギー対応食を希望する保護者は医療機関を受診し「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」 アナフィラキシー・食物アレルギー用 で診断、指示を受ける。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」 アナフィラキシー・食物アレルギー用 および「食物アレルギー対応申請書」を園・学校へ提出する。

申請書のあった園児・児童・生徒の保護者に対して、個別面談を実施する。

（ 継続の場合は必要と判断された場合に限ります。）

園・学校から「食物アレルギー対応の決定通知」を送付するので、その内容を確認のうえ、「食物アレルギー対応同意書」に署名・捺印をし、園・学校に提出する。

ひと月分の給食の「予定材料表」で、保護者はアレルギーのある食材のチェックをする。「除去食・代替食表」に必要事項を記載し園・学校に提出する。

保護者・学校（園）・給食センターが「除去食・代替食表」の情報を共有する。

アレルギー対応食を提供する。

学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものです。

また、学校給食では大量調理を行うため、お一人おひとりの症状に合わせた対応はむずかしいこともあります。安全な給食提供のためにご理解・ご協力をお願いします。